

迷走つづける「三位一体改革」

政府の諮問機関である地方分権改革推進会議は、3日に開かれた会議で最終案をとりまとめた。地方への税源移譲を先送りする内容の一部委員が強く反発したが、議長は審議の打ち切りを宣言したという。

この「三位一体改革」をめぐる攻防は、新聞などで紹介されているので、ここでは審議会でも最終案や議事運営に抗議する声明を発表した神野直彦教授が6月1日に出した「三位一体の改革についての意見(案)について」をとりあげよう。これは3日の分権会議に提出されたものである。神野教授は7点にわたり、最終報告の抜本的な修文を要求している。

1. 「三位一体の改革」における税源移譲とは、基幹税における税源移譲が基本とならなければならない。……具体的には、所得税から個人住民税へ、消費税から地方消費税への税源移譲が中心に位置づけられなければならない。この点が明記されない限り、妥協することはできない。

2. 「三位一体の改革」は歳出面ばかりでなく、歳入面でも地方自治体の自由度を高めることが目的であり、税源配分を見直して税源移譲を目指すことが、「三位一体の改革」の中心目的として明記されなければ、とうてい受け入れることはできない。

3. 税源移譲つまり国税と地方税との税源配分の見直しができなければ、交付税の改革もできない。税源移譲と交付税との改革はセットで実施する必要がある。

4. 「三位一体の改革」における税源移譲つまり税源配分の見直しは、増税との関連で議論すべきではなく、補助金の廃止・縮減と交付税改革との関連で議論しなければならない。意見(案)は増税との関連で議論しており、税源移譲の先送り案ないしは雲散霧消案となっているといわざるをえない。

5. 税源移譲を実施せずして、課税自主権の行使を煽ることは不健全で不公平な税制をもたらしてしまう。

6. 財政再建は国と地方とを通じた財政再建を目指すべきで、財政赤字を地方自治体につけ回しをするようなことをすべきではない。

7. 「地方共同税」という論理破綻をしている制度を提案するわけにはいかない。

以上、最終報告案に対するそれぞれ重要な指摘だ。「改革」のゆくえを見守りたい。

(6月6日記)